

外国人労働者 雇用の手引き



熊本県

Contents

● はじめに	2
① 外国人労働者の雇用	3
② 主な在留資格と就労の可否	5
③ 専門的・技術的な在留資格の外国人の雇用	7
④ 特定技能制度	9
⑤ 技能実習制度	11
⑥ 資格外活動の外国人の雇用	13
⑦ 各制度に関する問い合わせ先	14
⑧ 外国人の雇用や生活支援等に関する相談窓口	15

外国人労働者の雇用を 検討している事業者の皆様へ

わが国では、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、企業における人材の確保が喫緊の課題となっています。

全国的な人手不足の状況の中、熊本県においても外国人労働者や外国人技能実習生が急増しており、令和元年（2019年）10月末時点の熊本県における外国人労働者数は12,345人と過去5年で約3倍に増加しています。

また、平成31年（2019年）4月には新たな在留資格である「特定技能」が創設されており、外国人労働者の受入れが今後さらに拡大することが見込まれています。

熊本県では、外国人労働者の受入れ拡大を踏まえ、事業主の皆様には「外国人労働者の雇用」についての法制度等を正しくご理解いただき、外国人労働者の適切な受入れを進めるため、この冊子を作成しました。

熊本県商工観光労働部商工労働局
労働雇用創生課

1 外国人労働者の雇用

① 在留資格の確認

『在留資格』とは、外国人が日本に入国・在留して行う活動について、「出入国管理及び難民認定法」に基づき付与されるものです。

外国人の方は、『在留資格』に定められた範囲内において、日本国内での活動が認められており、就労の可否も『在留資格』によって定められています。

外国人の方を雇用する際には、「在留カード」等により、就労が認められた資格であるかどうかを確認する必要があります。

重要 就労が許可されていない外国人を雇用すると…

不法滞在者や就労が認められていない在留資格の外国人を雇用したり、在留資格で定められた範囲を超えて就労させると、「不法就労助長罪」で罰せられることがあります。

② 外国人労働者の雇用管理

外国人労働者を雇用する事業者が行うべき事項について、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（以下、「労働施策総合推進法」）に基づき、『外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針』が定められています。

《指針の基本的な考え方》

- 労働関係法令及び社会保険関係法令は国籍に関わらず適用されることから、事業主はこれらを遵守すること。
- 外国人労働者が適切な労働条件及び安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよう、指針で定める事項について、適切な措置を講ずること。

指針の主な内容

●外国人労働者の募集、採用の適正化

- * 募集にあたっては、業務内容や賃金、労働時間、労働・社会保険の適用等について明示すること。
- * 求人申込みにあたっては国籍等による差別的な取扱いをしないこと。
- * 採用選考の際、在留資格上、募集している業務に従事することが認められるものであることを確認すること。
- * 公平な採用選考に努めること。

●適正な労働条件の確保

- * 国籍を理由として賃金、労働時間等について差別的な取扱いをしないこと。
- * 主要な労働条件等を書面等により明示すること。また、母国語又は平易な日本語を用いる等、外国人労働者が理解できるよう努めること。
- * 適正な労働時間の管理を行うこと。
- * 外国人労働者の旅券(パスポート)、在留カード等を保管しないようにすること。

●安全衛生の確保

- * 外国人労働者が理解できる方法で安全衛生教育を行うこと。
- * 労働災害防止のため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めること。
- * 健康診断等を行うこと。

●労働・社会保険の適用等

- * 被保険者に該当する外国人労働者に係る適用手続き等必要な手続きをとること。
- * 離職時や健康保険・厚生年金保険の適用事業所以外の事業所においては、国民健康保険・国民年金への加入手続き等について必要な支援を行うよう努めること。

●適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等

- * 人事管理に関する運用の透明性・公正性の確保など、多様な人材が適切な待遇の下で能力を発揮しやすい環境整備に努めること。
- * 地域で安心して生活を営むために必要な支援を行うよう努めること。
- * 教育訓練の実施、苦情・相談体制の整備、母国語での導入研修の実施等に努めること。

●解雇等の予防、再就職の援助

- * 安易な解雇等を行わないようにするとともに、やむを得ず解雇等を行う場合は、外国人労働者の在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助を行うよう努めること。

③ ハローワークへの届出 ＜外国人雇用状況の届出＞

労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業者は、「雇入れ」と「離職」の際に、雇用する外国人の氏名や在留資格などについて、ハローワークに届け出ることが義務づけられています。

雇用する外国人労働者が雇用保険の被保険者に該当するか否かによって、提出書類や報告事項が異なります。詳細については、最寄りのハローワークにお尋ねください。



2 主な在留資格と就労の可否

● 就労を目的とした在留資格

各在留資格に定められた範囲での就労が可能です。

教	授	大学教授等
芸	術	作曲家、画家、著述家等
宗	教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報	道	外国の報道機関の記者、カメラマン
高 度 専 門 職		ポイント制による高度人材
経 営 ・ 管 理		企業等の経営者・管理者
法律・会計業務		弁護士、公認会計士等
医	療	医師、歯科医師、看護師
研	究	政府関係機関や私企業等の研究者
教	育	中学校・高等学校等の語学教師等
技 術 ・ 文 知 識 ・ 人 文 国 際 業 務		機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企 業 内 転 勤		外国の事業所からの転勤者
介	護	介護福祉士
興	行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技	能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特 定 技 能		特定産業分野の各業務従事者

● 身分に基づく在留資格（活動に制限のない在留資格）

在留中の活動に制限がなく、様々な分野で就労が可能です。

永 住 者	法務大臣から永住の許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び日本で出生し引き続き在留している実子
定 住 者	日系3世、第三国定住難民、中国残留邦人等

● その他の在留資格

「**技能実習**」は技能実習計画で認定を受けた実習先でのみ就労が可能です。

「**特定活動**」については、指定された活動内容によって就労が許可されているもの、されていないものがあります。旅券(パスポート)に添付された指定書により活動内容を確認することができます。

技 能 実 習	技能実習生
特 定 活 動	<就労が許可されているもの(例)> 経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー 等

● 就労が認められていない在留資格

次の在留資格の外国人は、原則として就労が認められていません。ただし、出入国在留管理庁により、資格外活動の許可を受けた場合は、許可の範囲内において就労が可能となります。(留学生や家族滞在者のアルバイトなどが該当)

文 化 活 動	日本文化の研究者等
短 期 滞 在	観光客、会議参加者等
留 学	大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、専修学校、各種学校等の学生、生徒
研 修	研修生
家 族 滞 在	在留外国人が扶養する配偶者・子

各在留資格で可能な活動内容の詳細や在留資格の申請手続き等については、P15 に記載の相談窓口にお尋ねください。



3 専門的・技術的な在留資格の外国人の雇用

①「技術・人文知識・国際業務」の在留資格

- 就労を目的とした在留資格の中で、最も一般的な在留資格が「技術・人文知識・国際業務」です。
- 日本国内で就職している外国人留学生の9割以上は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格により就労しています。

「技術・人文知識・国際業務」により就労可能な業務

「理学・工学等の自然科学分野の技術、知識を要する業務」

「法律・経済・社会学等の人文科学分野の技術、知識を要する業務」

「外国の文化に基盤を有する思考、感受性を要する業務」 などが該当。

〔該当業務例〕

- システムエンジニア、プログラマー
- 生産技術、研究開発、建築設計、システム管理
- 貿易等の海外との取引に関する業務
- 経理、財務、総務、人事、法務、企画、商品開発、マーケティング
- 通訳、翻訳
- 語学講師

「技術・人文知識・国際業務」の基本要件

1 次の①～④のいずれかに該当していること。

(①～③については、従事しようとする業務との関連が求められます)

- ① 大学を卒業し、又は同等以上の教育を受けていること。
- ② 日本の専修学校(専門課程)を修了していること。
- ③ 10年以上の実務経験を有すること。
- ④ 法務大臣の告示に定める資格を有していること(情報処理関係のみ)。

2 外国の文化に基盤を有する思考、感受性を要する業務の場合は、従事する業務に関連した業務について3年以上の実務経験を有すること。
(大学卒業者が通訳・翻訳業務に従事する場合を除く)

3 日本人が同様の業務に従事する場合と同等額以上の報酬

② 採用までの流れ（外国人留学生を採用する場合）

- 外国人を採用する場合も、基本的な流れは日本人の場合と変わりません。
- 外国人の採用で最も留意が必要なのは『在留資格』です。採用を検討する段階から、採用の目的や職務内容を明確にし、「どのような在留資格で採用するのか」を整理しておくことが重要です。

① 外国人採用の目的、採用する外国人の職務内容の明確化 **企業**



② 求人募集 **企業** → **大学** **専修学校** **ハローワーク** **民間職業紹介事業者** 等



③ 選考（筆記試験・面接 等） **企業** ↔ **留学生**



④ 採用決定（雇用契約締結） **企業** ↔ **留学生**



⑤ 在留資格の変更申請、許可 **留学生** ↔ **地方出入国在留管理局**



⑥ 就労開始 **企業** **留学生**



⑦ 外国人雇用状況届 **企業** → **ハローワーク**

【在留資格の変更申請について】

在留資格の変更手続きは原則として本人が行うこととされていますが、申請には労働条件を明示した書類（雇用契約書等）や企業の経営状況に関する書類など、外国人を雇用する事業者が作成・準備する書類の提出も必要となります。

申請にあたっては、雇用予定の外国人（留学生等）に任せきりにせず、出入国在留管理局への相談・確認等も含め、申請手続きの支援を行いましょう。

重要 在留資格の審査について

在留資格の審査（取得・変更）は個々の外国人の経歴、従事予定の業務内容を基に行われるため、卒業した大学や専攻科目等で在留資格取得の可否を一律に判断することは困難です。

採用選考にあたっては、選考対象の外国人の経歴や職務内容を踏まえ、在留資格の取得（変更）が可能であるか否かも検討しておく必要があります。

4 特定技能制度

① 在留資格『特定技能』とは？

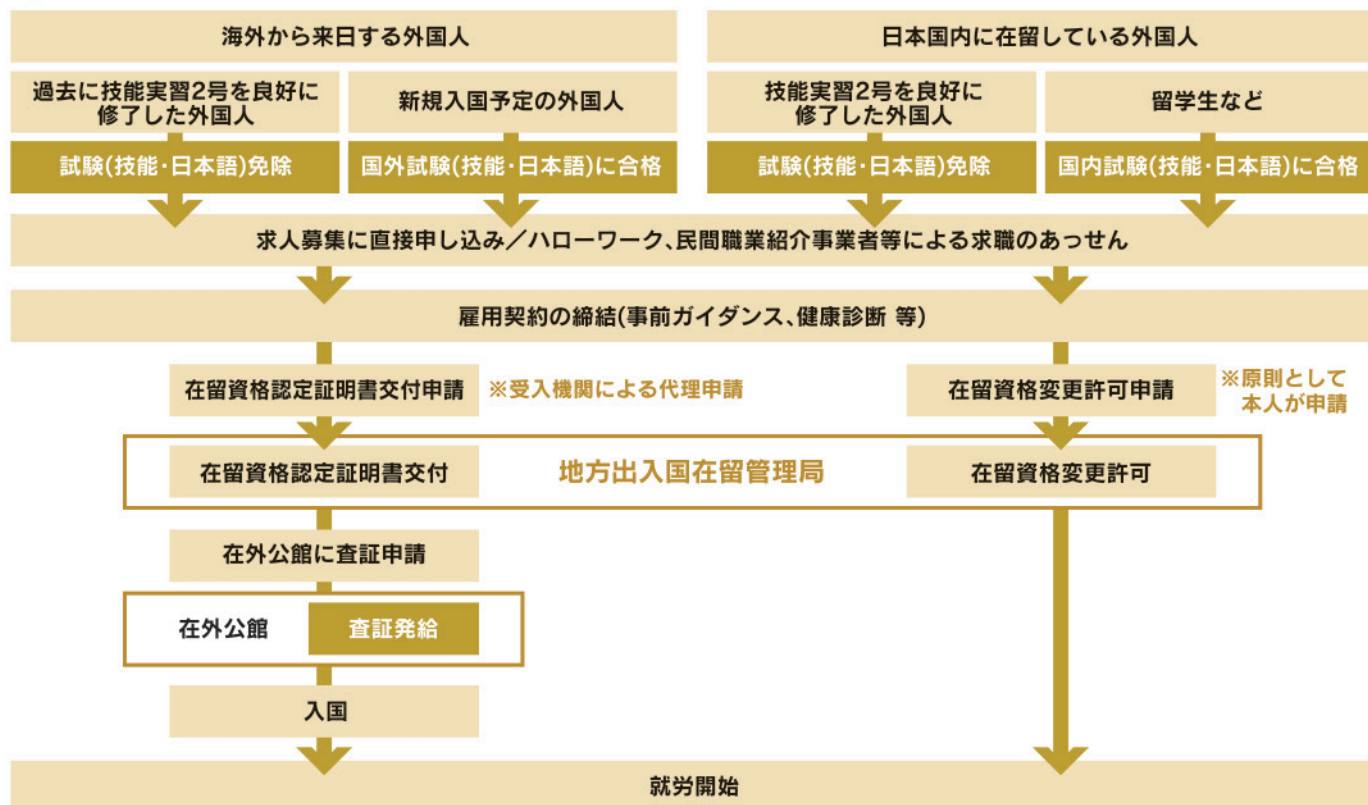
平成31年(2019年)4月に新設された在留資格『特定技能』は、深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人労働者を受け入れるための在留資格です。

	特定技能1号	特定技能2号
対象産業分野	特定産業分野(14分野)	建設、造船・船用工業
在留期間	1年、6か月、4か月 (更新可、通算5年が上限)	3年、1年、6か月 (更新可、上限なし)
技能水準	試験等で確認(技能実習2号を良好に修了した者は試験免除)	試験等で確認
日本語能力		試験等での確認は不要
家族の帯同	原則として不可	要件を満たせば可(配偶者、子)
転職	同一の産業分野間であれば転職が可能	

※特定産業分野

介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

② 特定技能外国人受入の流れ



③ 受入機関(企業)の基準

① 外国人と締結する雇用契約が適切であること。

- 報酬額が、同等の技能、経験を有する日本人従業員と同等以上であること。
- 所定労働時間が当該事業所の通常の労働者の所定労働時間と同等であること。
- 外国人であることを理由に、報酬・教育訓練・福利厚生その他の待遇について差別的な取扱いをしていないこと。
- 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること。 など

② 関係法令等を遵守していること。

- 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること。
- 同種の業務に従事する労働者を1年以内に非自発的に離職させていないこと。
- 1年以内に受入機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと。
- 過去5年以内に出入国・労働関係法令の違反がないこと。 など

③ 雇用する外国人を支援する体制が整っていること。

- 要件に該当する適切な支援責任者及び支援担当者を選任していること。
- 雇用する外国人が理解できる言語で支援が実施できること。 など

④ 外国人を支援する計画が適切であること。

(支援計画の主な内容)

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1) 事前ガイダンス | 6) 日本語学習の機会の提供 |
| 2) 出入国時の送迎 | 7) 相談・苦情への対応 |
| 3) 住居確保・生活に必要な契約等の支援 | 8) 日本人との交流促進 |
| 4) 生活オリエンテーション | 9) 転職支援(人員整理等の場合) |
| 5) 公的手続き等への同行 | 10) 定期的な面談・行政機関への通報 |

※受入機関が支援計画の全部の実施を『登録支援機関』に委託する場合、③を満たしているものとみなされます。

登録支援機関とは？

- 出入国在留管理庁長官の登録を受けた、「特定技能外国人に対する支援の実施」を担う機関です。
- 出入国在留管理庁ホームページに登録されている機関の一覧表が掲載されています。(登録機関は随時更新されています)

5 技能実習制度

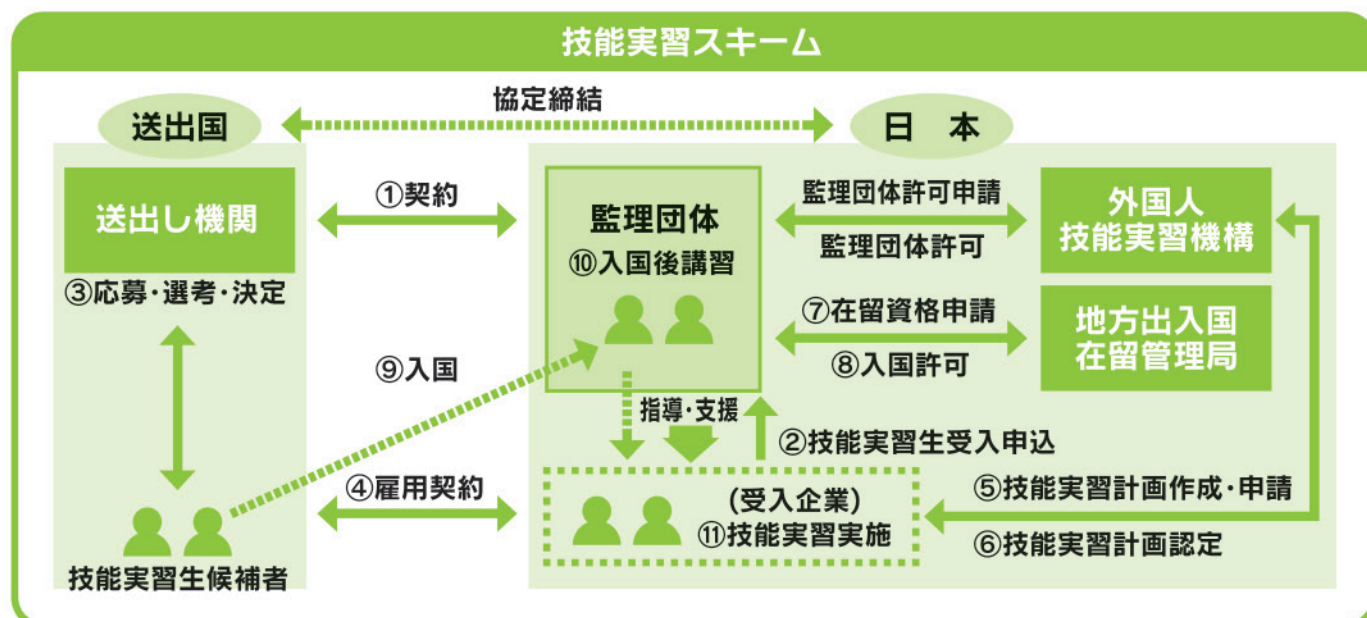
① 技能実習制度とは？

『技能実習制度』は、日本で培われた技能や技術、知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等における経済発展を担う人材育成に寄与することを目的として創設された制度です。

重要 技能実習制度は労働力の確保を目的とした制度ではありません！

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」において、「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。」(第3条第2項)と規定はされています。

② 技能実習生受入れの流れ(団体監理型による受入れの場合)



- 技能実習生の受入れは「監理団体」を通じて行う必要があります。
- 国の許可を受けた監理団体については、外国人技能実習機構ホームページに一覧が掲載されていますので、対象となる職種を取り扱っている監理団体にご相談ください。

③ 技能実習生受入企業(実習実施者)に求められること

1 適切な待遇の確保

技能実習生も一般の労働者と同様に労働関係法令が適用されます。賃金や労働時間等について、日本人と同等以上の待遇を確保するとともに、社会保険等についても適切な手続きを行う必要があります。(社会保険等の手続きについては、社会保険労務士等の専門家にご相談ください)

2 宿泊施設の確保

実習実施者又は監理団体は技能実習生の宿泊施設(住居)を確保する必要があります。
(広さ等に一定の要件があります)

3 技能実習計画の作成

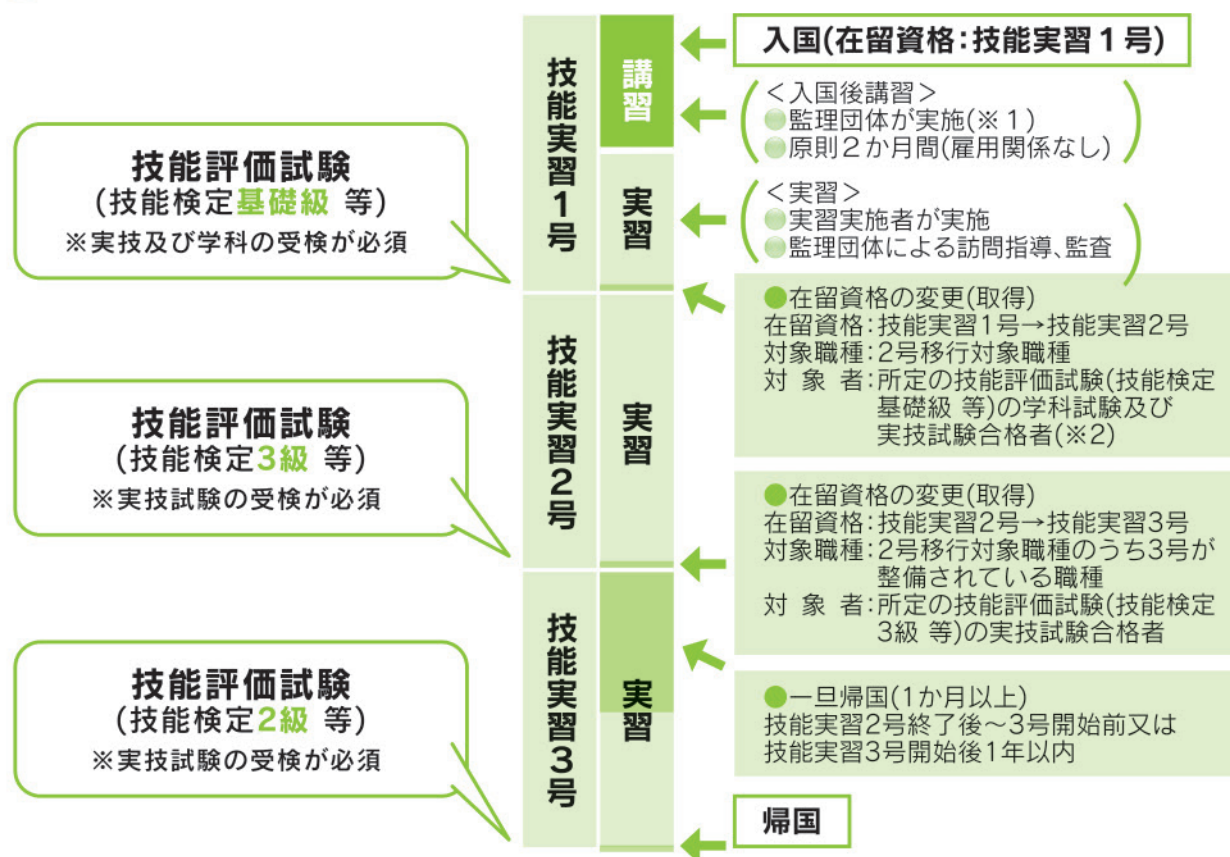
実習生ごとに技能実習計画を作成し、外国人技能実習機構の認定を受ける必要があります。

4 技能実習責任者等の選任

「技能実習責任者」「技能実習指導員」「生活指導員」を選任する必要があります。(実習計画への記載が必要です)

技能実習責任者	①常勤の役員又は職員 ②技能実習指導員、生活指導員を監督できる立場にある者 ③過去3年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した者
技能実習指導員	①常勤の役員又は職員 ②対象となる技能について5年以上の経験を有する者
生活指導員	①常勤の役員又は職員で技能実習を実施する事業所に所属する者

4 技能実習の流れ ～入国から帰国まで～



※1… 団体監理型の場合。企業単独型の場合は入国後講習も実習実施者が実施。 ※2… 技能評価試験に不合格となった場合、技能実習2号に移行できません。

6 資格外活動の外国人の雇用

① 資格外活動とは？

「留学」「家族滞在」などの就労が認められていない在留資格の外国人でも、出入国在留管理庁から資格外活動の許可を受けることで、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲で就労が可能となります。

資格外活動における具体的な業務例

風俗営業を除き幅広い業務への従事が認められます。

就業可能な業種	コンビニ・飲食店等の店員、工場作業員 等
就業が認められない業種	パチンコ店の店員、バーのウェ이터 等

包括的許可と個別的許可

資格外活動の許可には、勤務先となる企業や業務内容などを個別に指定する個別的許可と、風俗営業等が営まれないことを条件として企業、業務内容等を指定しない包括的許可があります。

● 包括的許可が認められる在留資格と活動の制限

留 学	1週間28時間以内(夏休み等の長期休業期間中は1日8時間)
家 族 滞 在	1週間28時間以内
特定活動(※)	

※大学等を卒業後に継続して就職活動を行う場合など

② 資格外活動の外国人を雇用する際の留意点

- 「留学」や「家族滞在」などの就労が認められない在留資格の方を雇用する場合には、資格外活動の許可を受けているか確認しましょう。
- 資格外活動許可による就労の場合、就労可能な時間に一定の制限があります。労働時間の管理を適切に実施し、制限時間の範囲内で就労させるようにしてください。

資格外活動許可の有無、制限時間等は共に「在留カード」裏面で確認することができます。

7 各制度に関する問い合わせ先

● 特定技能制度

特定産業分野に関すること

分 野	所 管 行 政 機 関		連 絡 先
介 護	厚生労働省	社会・援護局 福祉人材確保対策室	03-5253-1111 (2125,3146)
ビルクリーニング		医薬・生活衛生局 生活衛生課	03-5253-1111 (2432)
素 形 材 産 業	経済産業省	製造産業局 素形材産業室	03-3501-1063
産業機械製造業		製造産業局 産業機械課	03-3501-1691
電気・電子情報関連産業		商務情報政策局 情報産業課	03-3501-6944
(製造業3分野全体)		製造産業局 総務課	03-3501-1689
建 設	国土交通省	土地・建設産業局 建設市場整備課	03-5253-8283
造船・船用工業		海事局 船舶産業課	03-5253-8634
自 動 車 整 備		自動車局	03-5253-8111 (42426,42414)
航 空		航空局 ①航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係) ②安全部 運航安全課 乗員政策室 (航空機整備関係)	03-5253-8111 (① 49114) (② 50137)
宿 泊	農林水産省	観光庁 観光産業課 観光人材政策室	03-5253-8367
農 業		経営局 就農・女性課	03-6744-2162
漁 業		水産庁 企画課 漁業労働班	03-6744-2340
飲食料品製造業		食料産業局 食品製造課	03-6744-7180
外 食 業		食料産業局 食文化・市場開拓課	03-6744-7177

制度全般、入国・在留手続き、登録支援機関等に関すること

福岡出入国在留管理局 総務課	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎	092-717-5420
----------------	---------------------------------	--------------

● 外国人技能実習制度

外国人技能実習機構 コールセンター	03-3453-8000
外国人技能実習機構 熊本支所 (熊本市中央区花畑町1-7 MY熊本ビル2階)	096-223-5372

8 外国人の雇用や生活支援等に関する相談窓口

● 外国人雇用状況届、外国人の雇用管理に関すること[県内各ハローワーク]

ハローワーク熊本	熊本市中央区大江6-1-38	096-371-8609
ハローワーク上益城	上益城郡御船町辺田見395	096-282-0077
ハローワーク八代	八代市清水町1-34	0965-31-8609
ハローワーク菊池	菊池市隈府771-1	0968-24-8609
ハローワーク玉名	玉名市中1334-2	0968-72-8609
ハローワーク天草	天草市丸尾町16-48	0969-22-8609
ハローワーク球磨	人吉市下薩摩瀬町1602-1	0966-24-8609
ハローワーク宇城	宇城市松橋町松橋266	0964-32-8609
ハローワーク阿蘇	阿蘇市一の宮町宮地2318-3	0967-22-8609
ハローワーク水俣	水俣市八幡町3-2-1	0966-62-8609

● 在留資格の取得や変更等に関すること

福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎	
	就労・永住審査部門 (就労・永住)	092-717-7596
	留学・研修審査部門 (留学・研修・技能実習・短期滞在)	092-717-5422
福岡出入国在留管理局 熊本出張所	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第二合同庁舎	096-362-1721
外国人在留総合 インフォメーションセンター	0570-013904 ※IP電話、PHS、海外からの場合 03-5796-7112	

● 外国人材の受入れに関すること

熊本県外国人材受入支援センター	熊本県中小企業団体中央会内 (来所の際は事前に電話予約をお願いします)	096-237-6725
-----------------	--	--------------

● 外国人の生活全般に関すること(在留手続、雇用、医療、福祉、子育て、教育等)

熊本県外国人サポートセンター	熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県庁本館7階 国際課内	080-4275-4489
熊本市外国人総合相談プラザ	熊本市中央区花畑町4-18 熊本市国際交流会館2階	096-359-4995

発行 者: 熊本県
所 属: 労働雇用創生課
発行年度: 令和元年度